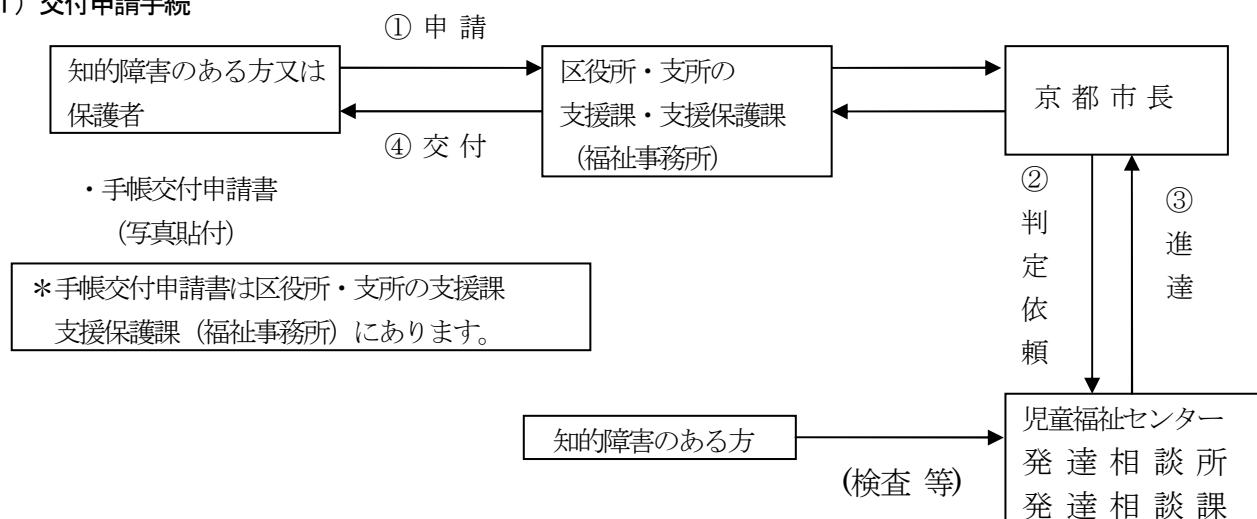


支援部だより No. 2

◆「療育手帳」で受けられるサービス

「療育手帳」は、知的障害のある方等からの申請により、京都市療育手帳交付要綱に基づき交付されます。手帳を持つことによって、様々な援助・措置を受けることができます。今回は、「療育手帳」によって受けられる援助と措置について紹介します。

(1) 交付申請手続



(2) 再判定

療育手帳交付の際に、次の判定時期が指定されるので、その時期までに再判定を受ける必要があります。

(3) 再交付

手帳を紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をします。

(4) 居住地・氏名変更

転居された場合、速やかに新しい住居地で「療育手帳変更届」を提出。

氏名を変更された場合も同様に「療育手帳変更届」を提出。

(5) 返 還

手帳の交付を受けた人が死亡した場合又は対象事項に該当しなくなった場合及び他府県で新しい手帳の交付を受けた場合には、区役所・支所の支援課を経由して、手帳を市長に返還しなければならない。

(6) その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできない。

(7) 問合先

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ○西京区役所 〒615-8522 西京区上桂森下町25-1 | 電話：075(381)7121 (代) |
| 福祉部 福祉介護課・支援保護課・保険年金課 | FAX：075(393)0867 |
| ○右京区役所 〒616-8511 右京区太秦蜂岡31 | 電話：075(861)1101 (代) |
| 福祉部 福祉介護課・支援課・保護課・保険年金課 | FAX：075(861)9559 |
| ○右京区京北出張所 〒601-0292 右京区京北周山上寺田1-1 | 電話：0771(52)0300 (代) |
| | FAX：0771(52)1800 |
| ○南区役所 〒601-8511 南区西九条南田町1-3 | 電話：075(681)3111 (代) |
| 福祉部 福祉介護課・支援課・保護課・保険年金課 | FAX：075(681)9555 |

(8) 受けられる福祉サービス

○ 医療の給付

制 度	内 容	A	B
重度心身障害者 医療費支給制度	医療保険の加入者で保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担分の助成を受けられます。(但し、所得制限あり) (問合先) 区役所・支所の支援課・福祉介護課 (福祉事務所)	○	一 部
心身障害児・者に対する 歯科医療	保険による本人負担の医療費を補助があります。 京都歯科サービスセンター 中央診療所 中京区西ノ京拇尾町3-8 電話 812-8493 京都歯科サービスセンター 洛西診療所 西京区大原野東堺谷町2-5-9 洛西センタービル1階 電話 332-3435	○	○

○ 年金・手当・扶養共済制度

制 度	内 容	A	B
障 害 基 礎 年 金 (国 民 年 金)	国民年金や厚生年金などに加入している人が病気やけがなどで、国が決めている範囲の障害と認定されたときは、障害基礎年金が受けられます。また、20歳から年金が受けられます。(但し、所得制限あり) (問合先) 区役所・支所の保険年金課 初診日が第3号被保険者期間中である場合は、社会保険事務所	○	一 部
特 別 障 害 者 手 当 月額 26,440円 (上限)	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。 (問合先) 区役所・支所の支援課・支援保護課 (福祉事務所)	一 部	一 部
障 害 児 福 祉 手 当 月額 14,380円 (上限)	日常生活において、常時介助を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児(者)に支給されます。(但し、所得制限あり) (問合先) 区役所・支所の支援課・支援保護課 (福祉事務所)	一 部	一 部
外国籍市民重度障害者 特別給付金 月額 41,300円 (上限)	① 京都市内在住の外国籍市民若しくは外国籍であった者 ② 療育手帳Aなど、6項目の事項に該当する人に支給されます。(但し、所得制限あり) (問合先) 区役所・支所の支援課・支援保護課 (福祉事務所)	○	一
特別児童扶養手当 月額 50,750円 (上限)	20歳未満の児童を養育する方に支給されます。 (但し、所得制限あり) (問合先) 区役所・支所の支援課・支援保護課 (福祉事務所)	○	○
児 童 扶 養 手 当	父と生計を同じとしない児童または父に重度の障害がある児童を養育する母または養育者に支給されます。(但し、所得制限あり) (問合先) 区役所・支所の支援課・支援保護課 (福祉事務所)	○	一
心身障害者扶養共済	心身障害児(者)の保護者を加入者とし、一定の掛金を治めれば、加入者が死亡または重度の身体障害になった場合、心身障害児(者)に終身給付金を支給する制度です。 (掛 金) 2口まで加入できます。 (加入時の年齢により掛金は異なります。) (年金額) 1口 月額20,000円 (問合先) 区役所・支所の支援課・支援保護課 (福祉事務所)	○	○

(9) その他 (公共料金等の減免)

○ 税制度(所得税、住民税、軽自動車税、自動車税、自動車取得税)

○ 市バス・地下鉄等の無料及び割引

○ 駐車禁止除外指定車標章の交付 (A判定)

※ 詳しくは各問合先にお尋ね下さい。